

国立大学法人茨城大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給される給与のうち、期末特別手当については、国立大学評価委員会の法人に対する業績評価の結果、又はその者の職務実績に応じて学長がこれを増額し、若しくは減額できる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。
実施期間：平成24年4月～H26年3月
①基本給月額(▲9.77%)②期末特別手当(▲9.77%)③地域手当(▲9.77%)

理事

・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。
実施期間：平成24年4月～H26年3月
①基本給月額(▲9.77%)②期末特別手当(▲9.77%)③地域手当(▲9.77%)

理事(非常勤)

・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。
実施期間：平成24年4月～H26年3月
①日給額の上限を34,900円から31,500円に引き下げた。

監事(非常勤)

・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。
実施期間：平成24年4月～H26年3月
①日給額の上限を34,900円から31,500円に引き下げた。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 15,594	千円 10,654	千円 4,074	千円 865 (地域手当)			
A理事	千円 13,517	千円 9,030	千円 3,453	千円 733 (地域手当) 300 (通勤手当)			
B理事	千円 13,266	千円 9,030	千円 3,453	千円 733 (地域手当) 49 (通勤手当)			
C理事	千円 11,839	千円 7,795	千円 2,981	千円 633 (地域手当) 81 (通勤手当) 348 (単身赴任手当)			◇
D理事 (非常勤)	千円 5,733	千円 5,733	千円	千円			
A監事 (非常勤)	千円 6,772	千円 6,772	千円	千円			
B監事 (非常勤)	千円 976	千円 976	千円	千円			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。
 注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(国家公務員退職手当法第7条の3第1項に規定する独立行政法人等役員となるために、本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き同項に規定する独立行政法人等役員として在職した者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
理事A	千円	年 月			該当者なし	
理事B	千円	年 月			該当者なし	
理事C	千円	年 月			該当者なし	
理事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事A (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事B (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画で定めた人件費の範囲内で、業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、継続的に組織のあり方の見直しを進めることにより人件費の削減に努める。また、効率的な業務運営を基本として、適正な人件費管理を行う。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

給与水準の決定に当たっては、国家公務員及び他の国立大学法人等の給与水準を考慮し、決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

本学の勤務評価規定に基づく勤務評価等の結果を考慮し、昇給及び昇格の実施並びに勤勉手当の成績率を決定する。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日及び12月1日)以前6ヵ月以内の期間における勤務評価の結果を踏まえた勤務成績に応じて支給割合(成績率)を決定し、支給する。
基本給月額(昇給)	従来の特別昇給と普通昇給を統合し、昇給区分を5段階(A段階～E段階、昇給幅8号給～0号給以上)設けており、職員の勤務成績が適切に反映される昇給制度としている。
基本給月額(昇格)	従事する職務に応じ、かつ総合的な能力の評価により、1級上位の級に昇格させることができる。ただし、上位の級に決定される資格を有するに至った場合は、その資格に応じた級に昇格させることができる。

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。

・実施期間：平成24年4月～H26年3月

・基本給表関係の措置の内容：

①一般職(一)1～2級(▲4.77%)、3～6級(▲7.77%)、7～10級(▲9.77%)

②一般職(二)1～3級(▲4.77%)、4～5級(▲7.77%)

③教育職(一)1～2級(▲4.77%)、3～4級(▲7.77%)、5～6級(▲9.77%)

④教育職(二)1～2級(▲4.77%)、3～4級(▲7.77%)

⑤教育職(三)1～2級(▲4.77%)、3～4級(▲7.77%)

⑥医療職(二)1～2級(▲4.77%)、3～7級(▲7.77%)、8級(▲9.77%)

⑦医療職(三)1～2級(▲4.77%)、3～6級(▲7.77%)、7級(▲9.77%)

・諸手当関係の措置の内容：

①地域手当(※上記基本給表に準じた減額率) ②管理職手当(職務付加手当)▲10%

③期末・勤勉手当▲9.77%

若年・中堅層の教職員に対する昇給抑制措置の回復

地域手当の支給率を8.0%から9.5%に引き上げた。(平成24年7月～平成25年3月)

(国の基準は10%[水戸市])

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人 725	歳 47.1	千円 7,362	千円 5,504	千円 109	千円 1,858
事務・技術	人 206	歳 41.0	千円 5,172	千円 3,947	千円 117	千円 1,225
教育職種 (大学教員)	人 447	歳 50.9	千円 8,528	千円 6,316	千円 111	千円 2,212
技能・労務職種	人 4	歳 53.3	千円 5,087	千円 3,903	千円 67	千円 1,184
教育職種 (附属高校教員)	人 21	歳 39.4	千円 6,676	千円 5,139	千円 74	千円 1,537
教育職種 (附属義務教育学校教員)	人 44	歳 41.2	千円 6,447	千円 4,957	千円 64	千円 1,490
その他医療職種 (看護師)	人 3	歳 45.2	千円 5,265	千円 4,062	千円 205	千円 1,203

再任用職員	人 12	歳 62.4	千円 3,701	千円 3,174	千円 95	千円 527
事務・技術	人 12	歳 62.4	千円 3,701	千円 3,174	千円 95	千円 527

非常勤職員	人 27	歳 52.5	千円 3,400	千円 2,704	千円 111	千円 696
事務・技術	人 20	歳 53.5	千円 3,084	千円 2,453	千円 105	千円 631
教育職種 (大学教員)	人 4	歳 39.8	千円 5,437	千円 4,199	千円 160	千円 1,238
技能・労務職種	人 3	歳 62.5	千円 2,787	千円 2,382	千円 85	千円 405

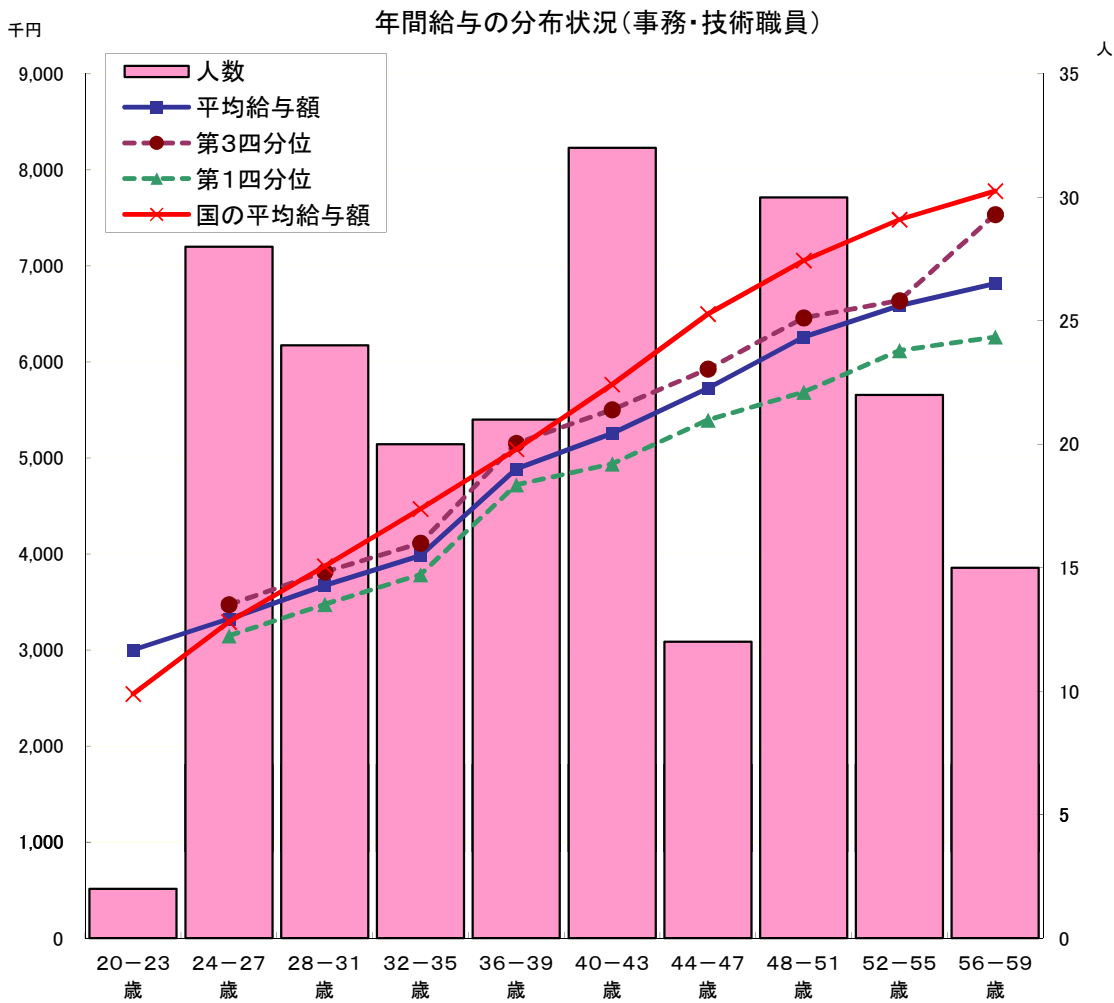
注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属高校教員等)」には、附属特別支援学校教員を含む。

注3:「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

注4:常勤職員の「医療職種」「教育職種(外国人教師等)」「その他医療職種(医療技術職員)」、
「在外教員」、「任期付職員」、再任用職員の「教育職種」「医療職種」「技能・労務職種」、
非常勤職員の「医療職種」については、該当がないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



(事務・技術職員)

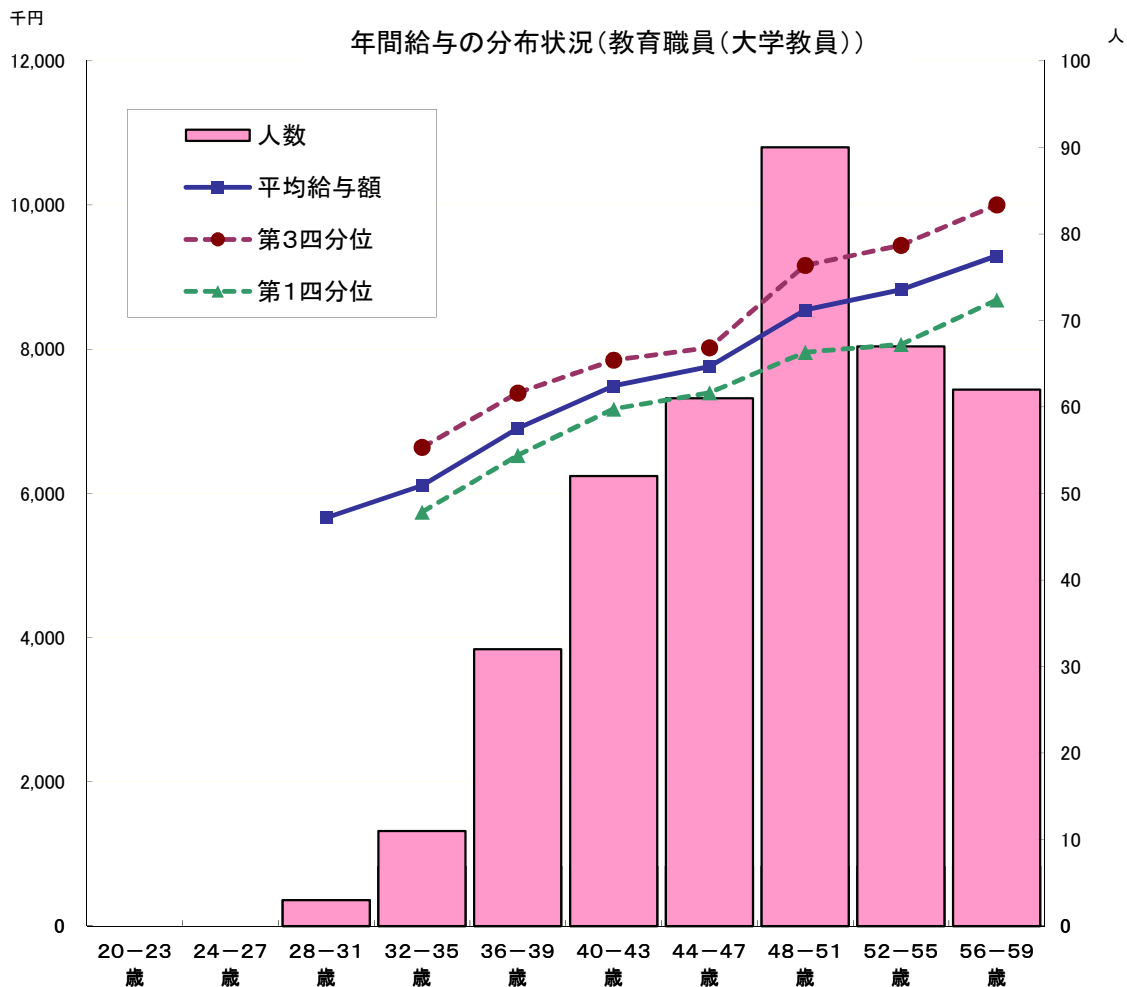
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
部長	2	55.0	-	-	9,368	-	-
課長	15	53.3	6,938	7,521	7,521	7,859	7,859
課長補佐	30	52.6	6,147	6,345	6,345	6,607	6,607
係長	74	44.2	5,045	5,416	5,416	5,833	5,833
主任	20	38.6	3,916	4,375	4,375	4,762	4,762
係員	65	29.4	3,339	3,554	3,554	3,797	3,797

注1:「部長」については該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位は表示していない。

注2:「課長」には、課長相当職である「主幹」及び「事務長」を含む。

注3:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含む。

注4:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。



注:年齢28~31歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	239	55.5	8,685	9,290	9,930
准教授	160	46.1	7,389	7,667	7,992
講師	29	44.3	6,462	6,871	7,300
助教	14	39.8	5,882	6,037	6,297
助手	5	53.9	6,090	6,339	6,549

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐
人員(割合)	206人	27人 (13.1%)	53人 (25.7%)	73人 (35.4%)	29人 (14.1%)	17人 (8.3%)
年齢(最高～最低)		29～22歳	50～27歳	57～36歳	58～42歳	59～40歳
所定内給与年額(最高～最低)		2,820～2,122千円	3,723～2,516千円	4,578～3,446千円	5,028～4,226千円	6,027～4,614千円
年間給与額(最高～最低)		3,576～2,689千円	4,776～3,280千円	6,091～4,488千円	6,638～5,680千円	7,786～6,247千円

区分	計	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		課長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員(割合)		5人 (2.4%)	2人 (1.0%)	0人 (0%)	0人 (0%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		59～49歳				
所定内給与年額(最高～最低)		6,840～5,681千円				
年間給与額(最高～最低)		8,942～7,535千円				

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

教育職員(大学教員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	447人	(%)	19人 (4.3%)	29人 (6.5%)	160人 (35.8%)	239人 (53.5%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)			61～30歳	63～31歳	64～34歳	64～39歳	
所定内給与年額(最高～最低)			5,278～4,086千円	6,172～3,927千円	6,886～4,215千円	8,486～5,280千円	
年間給与額(最高～最低)			6,918～5,339千円	8,171～5,276千円	9,087～5,689千円	11,796～7,154千円	

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.8	% 65.3	% 64.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.2	% 34.7	% 35.4
	最高～最低	% 45.2～32.0	% 44.6～29.6	% 44.1～30.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.1	% 33	% 34.5
	最高～最低	% 43.0～31.5	% 39.1～29.1	% 39.7～30.2

教育職員(大学教員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 61.2	% 64.6	% 63
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.8	% 35.4	% 37
	最高～最低	% 50.8～33.2	% 46.4～30.1	% 48.5～31.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 67.3	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 32.7	% 34.1
	最高～最低	% 43.0～32.1	% 39.1～29.6	% 39.5～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 91.2

対他の国立大学法人等(事務・技術職員) 99.7

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員)) 99.6

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 91.2	
	参考	地域勘案 95.4 学歴勘案 92.1 地域・学歴勘案 95.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 60% (国からの財政支出額 9,203百万円、支出予算の総額 15,414百万円:平成24年度予算)	
	【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合は60%であるが、累積欠損もなく、また、対国家公務員の指数について検証した結果、社会一般の情勢に適合しているものとする。	
講ずる措置	【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 今後も引き続き社会一般の情勢に適合したものとなるよう努める。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 99.9

(注)上記指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。
(なお、平成19年度までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。)

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
	千円	千円	千円	(%)	千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	6,391,394	6,909,767	△ 518,373	(△7.5)	△ 373,401 (△5.5)
退職手当支給額 (B)	1,184,161	706,833	477,328	(67.5)	300,916 (34.1)
非常勤役職員等給与 (C)	754,356	831,002	△ 76,646	(△9.2)	△ 119,267 (△13.7)
福利厚生費 (D)	933,793	953,153	△ 19,360	(△2.0)	22,985 (2.5)
最広義人件費 (A+B+C+D)	9,263,704	9,400,755	△ 137,051	(△1.5)	△ 168,767 (△1.8)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- ①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の増減要因
 - ・給与、報酬等支給総額については前年度比7.5%の減、最広義人件費については前年度比1.4%の減となっているが、その主な要因としては特例法に基づく国家公務員の給与見直しに伴う、給与減額支給措置が挙げられ、その削減額は574,677千円である。
- ②退職手当支給額についての増加要因は、退職者の増加によるものである。
 - ・「国家公務員の退職手当の支給水準の引き下げ等について(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置による削減額は58,418千円である。
- ③非常勤役職員等給与について、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに伴う、給与減額支給措置による削減額は14,375千円である。

IV 法人が必要と認める事項

「国家公務員に退職手当の支給水準引き下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、平成25年1月から以下の措置を講ずることとした。

・役員に関して講じた措置の概要:

①役員在職期間のみの役員

「在職期間1月×基本給月額×12.5/100(退職金の率)」で得られた額に(退職金調整率)87/100を乗じる。

[経過措置]上記「退職金調整率87/100」を以下のとおり読み替える

平成25年1月1日から平成25年9月30日まで98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日まで92/100

②①以外の役員:職員に準じて減額する。

・職員に関して講じた措置の概要:

算出方法は国家公務員に準じる(退職金調整率87/100)

[経過措置]上記「調整率87/100」を以下とおり読み替える。

平成25年1月1日から平成25年9月30日まで98/100、平成25年10月1日から平成26年6月30日まで92/100